

住宅ローン

令和元年10月1日現在

商品名	●住宅ローン
ご利用いただける方	<p>〈次の条件を全て満たす個人の方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当金庫の会員となれる方 <ul style="list-style-type: none"> ① 当金庫の地区内（神奈川県横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、鎌倉市、横浜市、川崎市、大和市、座間市、綾瀬市、藤沢市、相模原市（緑区小淵、佐野川、澤井、名倉、日連、牧野、吉野を除く）、高座郡寒川町、海老名市、茅ヶ崎市、平塚市、足柄上郡中井町、小田原市、厚木市、伊勢原市、東京都町田市及び大田区）に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ③ 当金庫の地区内に事業所を有する会社役員の方 <ul style="list-style-type: none"> ※上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店窓口までお問い合わせください。 ④ 当金庫の地区内に転居されることが確実な方 ●借入時の年齢が満20歳以上満65歳未満で、完済時に満80歳未満の方（継承者を連帯債務者とする親子リレーローンを利用する場合は、主債務者の借入時の年齢は満70歳未満、継承者は満20歳以上満60歳未満で、完済時の年齢が満80歳未満の方） ●現在の会社に最低1年以上お勤め、または、同じ場所で同じ業種を最低2年以上営業かつ通年決算2期以上の方 <ul style="list-style-type: none"> ※但し金利優遇商品でのお取り扱いの場合は、現在の会社に2年以上お勤め、または、同じ場所で同じ業種を最低3年以上営業かつ通年決算3期以上の方 ●安定継続した収入がある方 ●原則、当金庫所定の保証会社等の保証を受けられる方 ●団体信用生命保険に原則加入が認められる方（継承者を連帯債務者とする親子リレーローンを利用する場合は、主債務者・継承者の双方またはいずれか一方が団体信用生命保険に原則加入が認められる方）
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ●自己居住用の土地購入、住宅新築・増改築、新築住宅・新築マンション購入資金 ●自己居住用の中古住宅・中古マンション購入資金 ●他金融機関等の住宅ローンの借替え資金 <ul style="list-style-type: none"> ※原則過去20回の返済に遅延の無い事が条件となります。 ●売却する既存住宅の住宅ローンの返済資金 <ul style="list-style-type: none"> ※既存住宅売却価格と既存住宅ローンの差額のみが対象となります。 ●保証料・登記費用・火災保険料等の諸費用（一部対象外があります）
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ●10万円以上1億円以内で担保評価額の85%以内、借替えの場合は担保評価額の150%以内、または、担保価格プラス1千万円以内のいずれか低い額まで（ただし、保証会社の評価によります）
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ●35年以内 <ul style="list-style-type: none"> ※中古物件の場合等是一部制限があります。 ※住宅ローンのお借り替えの場合は、原則お借り替え対象の住宅ローン残存期間内でのお取り扱いとなります。

ご融資利率及びご返済額

次の変動金利型または固定金利選択型（3年・5年・10年）のいずれかをお選びいただけます。

<変動金利型>

- 当金庫「住宅ローン最優遇金利」を基準とした利率が適用されます。
- ご融資後の融資利率の見直しは、4月1日と10月1日の基準利率を基準とし、6月、12月の返済日の翌日より前回基準利率と同一幅でその適用利率を変更します。
- 変動金利期間中は利率に変動があった場合でも、変動金利適用時から5回目の10月1日までは返済額を変更しません。また、返済額の変更をする場合、新返済額は旧返済額の125%を上限とします。
- 約定返済日の7日前までに固定金利を選択される旨をお申し出いただき、当金庫所定の手続きをお取りいただいた場合、固定金利特約期間を設けることができます。なお、固定金利特約期間を設けたときには、所定のお手数料をいただきます。
- ご融資利率の変更に伴い、最終期限にご返済額の一部または繰延未収利息が残る場合は、残存金額は一括してお支払いいただきます。ただし、最終期限にご返済額が著しく増加するような場合には、ご融資期間延長等のご相談に応じさせていただきます。

<固定金利選択型（3年・5年・10年）>

- 基準金利は「特約期間別・固定金利選択型住宅ローン金利」とし、3年型および5年型は毎月1日現在のスーパー定期預金（300万円未満）1年もの金利の変動に伴い同日より変更し、これを同月末まで適用します。
- また、10年型は毎月20日現在（休日の場合は翌営業日）の10年国債利回りを基準に翌月1日より変更し、これを同月末まで適用します。
- 固定金利特約期間が終了すると、自動的に変動金利に変更になります。新利率は特約期間終了日の当金庫「住宅ローン最優遇金利」を基準とした利率が特約期間終了日の翌日より適用となり、返済額は新融資利率適用時の融資残高、残存期間等にもとづいて算出した金額となります。この際、特約期間が終了した旨、ならび変動金利に変更後の借入利率、返済額に占める元金および利息の割合等を文書にてお客様へお知らせします。
- 変動金利が適用されている期間において、約定返済日の7日前までに固定金利を選択される旨をお申し出いただき、当金庫所定の手続きをお取りいただいた場合、固定金利特約期間を設けることができます。なお、固定金利特約期間を設けたときには、所定のお手数料をいただきます。
- 新たに設ける固定金利特約期間は、当金庫所定の特約期間（3年、5年、10年）からお選びいただけます。ただし、最終回返済日までの残りの期間が、新たに固定金利特約期間を設けた日現在で、当金庫所定の特約期間より短い場合には、新たな特約期間を設けることはできません。
- 固定金利特約期間終了後、再度固定金利を選択した場合の融資利率は、特約開始日の当金庫所定の特約期間別・固定金利選択型住宅ローン金利を基準とした利率が適用となり、返済額は新融資利率適用時の融資残高、残存期間等にもとづいて算出した金額となります。
- 固定金利特約期間中は変動金利、または新たな固定金利特約期間を設定することはできません。

ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の50%までとします。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ●当金庫所定の保証会社の保証を付けさせていただきますので、保証人は原則不要です。 ●申込物件の土地建物に、第1順位の抵当権を設定します。 ※担保設定費用は、別途ご負担いただきます。 ●借地上の物件を担保に差し入れていただく場合には、時価相当額を保険金額とした融資期間に見合う長期住宅火災保険を付保のうえ、質権を設定させていただきます場合がございます。なお、保険料は一括払いとなります。
保証料・手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ●ご利用いただく保証会社等に当初ご融資金額とご利用期間に応じた保証料等を一括してお支払いいただきます。 ※保証料例 (全国保証株式会社・ご融資金100万円あたり・保証期間35年) 17,102円～149,648円 ●ご利用いただく保証会社等に下記の保証事務手数料をお支払いいただきます。 ※保証事務手数料(消費税込み) (例：全国保証株式会社の場合、一律) 1件につき 55,000円 ●当金庫所定の新規取り扱い手数料をお支払いいただきます。 ※新規取扱手数料(消費税込み) 1件につき 66,000円 ●返済条件等を変更する場合、所定の手数料が必要となります。 ※残額全額一括返済手数料(消費税込み) お借り入れ後10年以内 1件につき 5,500円 お借り入れ後10年超 0円 ※残額一部繰上返済手数料(消費税込み) 1件につき 5,500円 個人インターネットバンキング利用による一部繰上返済 0円 ※固定金利選択時手数料(消費税込み) 1件につき 11,000円 (新規貸出時を除きます) ※その他条件変更手数料(消費税込み) 期限延長 1件につき 11,000円 期限延長以外 1件につき 5,500円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●現在のご融資利率やご返済の試算については当金庫の本支店窓口にお問い合わせください。 ●ご希望により「がん保障特約付団体信用生命保険」に加入することができます。その際のご融資金利は年0.11%上乘せとなります。 ●ご利用いただく保証会社等によりお取り扱い内容が異なる場合がございますのであらかじめご了承ください。